

四 賃 金

(一) 名目賃金,実質賃金の推移

一 上半期(一-六月)における名目賃金水準は基準賃金が改訂されたガス・電気・水道業を除けば,おおむね前年と同じ傾向を持続し,微騰若しくは停滞傾向を示していたが,六月末の朝鮮動乱勃発以降は特需その他により生産部門においては相当の上昇を示している。

二 毎月勤労統計の六大産業労働者一人一ヵ月あたり平均現金給与総額によると,二五年々間平均は九,六八七円となり,二四年平均の八,〇一九円に対し二〇・八%上昇している。(第三四,三五表参照)

三 つぎに本年内の推移をみると,一月は年末賞与の繰越分等があつたために九,九二三円であつたが,二月には八七六二円と減少し,一部産業における基準賃金改訂の影響によつて三,四月に不規則な変動を示したが,五月にはほぼ二月の水準の八,八〇四円となつた。しかし六月以降は上昇に転じて一一月には一〇,〇五,円となり,一二月は三,七四六円という多額の臨時給与の支給があつたので,一三,四一三円の高水準を示した。(第三四表参照)

しかし下半期(七-一二月)の上半期に対する上昇率は前年の一二・〇%に対し二五年は一三・四%で,一二月を除いてみると前年の七・九%に対し六・五%と逆に上昇率は減少している。(第三四,三五表参照)

第三四表 産業別賃金の推移

第三四表 産業別賃金の推移							
年 月	総 数	鉱 業	製 造 工 業	製 造			
				金 属 工 業	機 械 器 具 工 業	化 学 工 業	窯業及 び 土 石 工 業
昭和22年平均	1,740	2,182	1,580	1,934	1,795	1,804	1,659
23年平均	4,770	5,911	4,379	5,598	4,883	5,201	4,492
24年平均	8,019	8,462	7,516	9,778	8,267	8,831	7,811
25年平均	9,687	9,787	9,133	12,054	9,879	10,785	9,313
25年 1月	9,923	9,803	8,978	12,029	9,187	11,202	9,172
2月	8,762	9,104	8,285	10,904	9,052	10,122	8,601
3月	8,586	8,151	8,086	10,189	8,863	9,725	8,090
4月	9,130	9,002	8,362	11,217	9,243	9,803	8,651
5月	8,804	9,047	8,287	11,037	9,206	9,823	8,545
6月	9,268	9,523	8,727	11,265	9,360	10,860	8,838
7月	9,514	10,198	8,987	11,628	9,691	10,768	9,462
8月	9,487	10,506	8,904	11,595	9,977	10,405	9,057
9月	9,543	9,899	9,030	12,308	10,034	10,232	9,237
10月	9,764	9,948	9,471	12,136	10,313	10,620	9,572
11月	10,051	10,290	9,712	13,448	10,808	10,647	9,820
12月	13,413	11,967	12,764	16,892	12,818	15,211	12,711

- (註) 1. 毎月勤労統計による労働者一人一ヵ月当り平均現金給与総額であ
2. 但し、昭和22年～24年は昭和23年10月の事業所賃金調査と24年11

推移（現金給与総額）（単位円）

工 業					ガス・ 電気・ 水道業	商 業	金融業	運 輸 通信業
紡 織 工 業	製材及 び木製 品工業	食料品 工 業	印 刷 製本業	その他 の工業				
964	1,392	1,539	2,005	1,305	2,154	2,099	1,901	1,816
2,732	3,283	4,254	5,634	3,395	5,721	5,169	5,743	4,828
4,649	5,264	7,654	8,425	5,644	10,718	9,315	11,240	8,381
5,855	6,264	8,780	9,524	6,625		11,326	14,201	
5,875	5,551	8,205	9,421	6,039	9,553	11,784	14,474	11,438
4,918	5,825	7,525	8,707	6,054	9,410	10,016	11,829	9,041
4,796	5,779	8,624	8,854	5,999	9,329	10,251	16,214	8,661
4,874	6,042	7,849	8,997	6,299	15,756	10,728	13,286	9,382
4,805	6,041	7,797	8,996	6,620	10,388	10,541	12,328	8,937
5,281	6,118	8,844	9,060	6,751	11,228	11,288	15,562	8,949
5,575	6,217	9,791	9,530	6,959	11,872	11,297	13,937	9,168
5,510	6,231	8,297	9,146	6,884	11,199	10,790	12,750	9,453
5,859	6,266	8,356	8,779	6,805	11,795	10,816	16,660	9,126
6,791	6,342	8,800	9,904	6,247		11,647	13,728	
6,581	6,505	8,486	10,136	6,349		10,788	12,675	
9,389	8,255	12,789	12,756	8,496	17,161	15,968	16,972	14,215

る。

月の新旧調査の結果から旧調査を修正した数字である。

第三五表 産業別賃金指数

第三五表 産業別賃金指数

年 月	総 数	鉱 業	製 造 工 業	製 造			
				金 属 工 業	機械器 具工業	化 学 工 業	窯業及 び土石 工業
昭和22年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23年平均	274.1	270.9	277.2	289.5	272.0	288.3	270.8
24年平均	460.9	387.8	475.7	505.6	460.6	489.5	470.8
25年平均	556.7	448.5	578.0	623.3	550.4	597.8	561.4
25年 1月	570.3	449.3	568.2	622.0	511.8	621.0	552.9
2月	503.6	417.2	524.4	563.8	504.3	561.1	518.4
3月	493.4	373.6	511.8	526.8	493.8	539.1	487.6
4月	524.7	412.6	529.2	580.0	514.9	543.4	521.5
5月	506.0	414.6	524.5	570.7	512.9	544.5	515.1
6月	532.6	436.4	552.3	582.5	521.4	602.0	532.7
7月	546.8	467.4	568.8	601.2	539.9	596.9	570.3
8月	545.2	481.5	563.5	599.5	555.8	576.8	545.9
9月	548.4	453.7	571.5	636.4	559.0	567.2	556.8
10月	561.1	455.9	599.4	627.5	574.5	588.7	577.0
11月	577.6	471.6	614.7	695.3	602.1	590.2	591.9
12月	770.9	548.4	807.8	873.4	714.1	843.2	766.2

（註） 毎月勤労統計による労働者一人一カ月平均現金給与総額を指数化した

(現金給与総額) (昭和22年=100)

工 業					ガス・ 電気・ 水道業	商 業	金融業	運 輸 通信業
紡 織 工 業	製材及 び木製 品工業	食料品 工 業	印 刷 製本業	その他 の工業				
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
283.4	235.8	276.4	281.0	260.2	265.6	246.3	302.1	265.9
482.3	378.2	497.3	420.2	432.5	497.6	443.8	591.3	461.5
607.4	450.0	570.5	475.0	507.7		539.6	747.0	
609.4	398.8	533.1	469.9	462.8	443.5	561.4	761.4	629.8
510.2	418.5	489.0	434.3	463.9	436.9	477.2	622.3	497.9
497.5	415.2	560.4	441.6	459.7	433.1	488.4	852.9	476.9
505.6	434.1	510.0	448.7	482.7	731.5	511.1	698.9	516.6
498.4	434.0	506.6	448.7	507.3	482.3	502.2	648.5	492.1
547.8	439.5	574.7	451.9	517.3	521.3	537.8	818.6	492.8
578.3	446.6	636.2	475.3	533.3	551.2	538.2	733.1	504.8
571.6	447.6	539.1	456.2	527.5	519.9	514.1	670.7	520.5
607.8	450.1	542.9	437.9	521.5	547.6	515.3	876.4	502.5
704.5	455.6	571.8	494.0	478.7		554.9	722.1	
682.7	467.3	551.4	505.5	486.5		514.0	666.8	
974.0	593.0	831.0	636.2	651.0	796.7	760.7	892.8	782.8

ものである。

第三六表 産業別賃金の推移

第三六表 産 業 別 賃 金

年 月	総 数	鉱 業	製造工業	製 造			
				金 属 工 業	機 械 器 具 工 業	化 学 工 業	窯 業 土 石 工 業
昭和25年平均	8,788	9,146	8,414	11,219	9,514	9,661	8,619
25年1月	8,329	8,786	7,743	10,396	8,487	9,439	8,004
2月	8,373	8,501	8,038	10,790	8,832	9,559	8,232
3月	8,186	7,813	7,807	9,957	8,762	9,179	7,921
4月	8,573	8,557	8,178	10,972	9,132	9,475	8,405
5月	8,571	8,828	8,108	10,796	9,105	9,463	8,348
6月	8,669	9,001	8,240	11,103	9,168	9,624	8,152
7月	8,750	9,387	8,295	11,021	9,378	9,665	8,492
8月	8,845	9,360	8,432	11,130	9,662	9,680	8,759
9月	8,939	9,560	8,572	11,315	9,836	9,859	8,841
10月	9,097	9,728	8,884	11,828	10,171	9,867	9,242
11月	9,456	10,053	9,165	12,267	10,585	10,024	9,468
12月	9,667	10,178	9,500	13,050	11,046	10,095	9,568

(註) 毎月勤労統計による労働者一人一カ月当り平均きまつて支給する給与

の推移（きまつて支給する給与）（単位円）

工 業					ガス・				運 輸
紡 織	製材及 び木製 品工業	食料品 工 業	印 刷 製本業	その他 の工業	電気・ 水道業	商 業	金融業		通信業
5,024	6,012	7,746	9,121	6,243	—	9,805	11,915	—	
4,415	5,347	7,272	8,466	5,897	9,402	9,468	11,742	8,736	
4,723	5,720	7,419	8,628	5,948	9,323	9,332	11,546	8,420	
4,553	5,688	7,478	8,831	5,924	9,175	9,537	11,584	8,492	
4,766	5,965	7,499	8,943	6,126	9,939	9,774	12,056	8,685	
4,711	5,922	7,546	8,874	6,237	10,289	9,778	11,936	8,680	
4,865	5,951	7,834	8,860	6,461	10,552	9,796	12,354	8,578	
4,828	6,009	7,900	9,035	6,395	10,523	9,999	12,016	8,600	
4,939	6,026	7,936	8,722	6,548	10,930	9,898	11,848	8,696	
5,208	6,207	7,833	8,757	6,727	11,233	10,095	12,298	8,541	
5,506	6,264	7,883	9,807	6,111	—	9,773	11,517	—	
5,844	6,432	7,942	10,018	6,208	—	10,023	12,203	—	
5,931	6,615	8,414	10,515	6,328	—	10,190	11,883	—	

額である。

第三七表 産業別賃金指数

第三七表 産 業 別 賃 金 指 数

年 月	総 数	鉱 業	製造工業	製 造			
				金 属 工 業	機械器 具工業	化 学 工 業	窯業土 石工業
昭和25年 1 月	100.4	105.0	98.5	100.1	97.6	100.5	99.4
2 月	100.9	101.6	102.2	103.9	101.6	101.8	102.2
3 月	98.7	93.4	99.3	95.9	100.8	97.7	98.4
4 月	103.3	102.3	104.0	105.7	105.0	100.9	104.4
5 月	103.3	105.5	103.1	104.0	104.7	100.8	103.7
6 月	104.5	107.6	104.8	107.0	105.5	102.5	101.2
7 月	105.5	112.2	105.5	106.2	107.9	102.9	105.5
8 月	106.6	111.9	107.2	107.2	111.1	103.1	108.8
9 月	107.8	114.3	109.0	109.0	113.1	105.0	109.8
10月	109.7	116.3	113.0	113.9	117.0	105.1	114.8
11月	114.0	120.2	116.6	118.2	121.8	106.7	117.6
12月	116.5	121.6	120.8	125.7	127.1	107.5	118.8

(註) 毎月勤労統計による労働者一人一ヵ月当り平均きまつて支給する給与額

(きまつて支給する給与) (昭和25年1～3月平均=100)

工 業					ガス・ 電気・ 水道業	商 業	金融業	運 輸 通信業
紡 織 工 業	製材及 び木製 品工業	食料品 工 業	印 刷 製本業	その他 の工業				
96.7	95.7	98.4	98.0	99.6	101.1	100.2	101.0	102.2
103.5	102.4	100.4	99.8	100.4	100.2	98.8	99.3	98.5
99.8	101.8	101.2	102.2	100.0	98.7	101.0	99.7	99.3
104.4	106.8	101.5	103.5	103.4	106.9	103.5	103.7	101.6
103.2	106.0	102.1	102.7	105.3	110.6	103.5	102.7	101.5
106.6	106.6	106.0	102.5	109.1	113.5	103.7	106.3	100.3
105.8	107.6	106.9	104.5	108.0	113.2	105.9	103.4	100.6
108.2	107.9	107.4	100.9	110.6	117.5	104.8	101.9	101.7
114.1	111.1	106.0	101.3	113.6	120.8	106.9	105.8	99.9
120.6	112.2	106.7	113.5	103.2	—	103.5	99.1	—
128.0	115.2	107.5	115.9	104.8	—	106.1	105.0	—
130.0	118.4	113.9	121.7	106.8	—	107.9	102.2	—

を指数化したものである。

四 「きまつて支給する給与」についても、ほぼ同様の傾向がみられ、上半期の八、四五〇円に対し下半期は九、一二六円で八・〇%の上昇にとどまっている。(第三六、三七表参照)

五 右のように六大産業における現金給与総額の増加は低調であつたが、六大産業平均による実質賃金は前年に比較して約三割の上昇をみた。すなわち上半期においては、消費者物価指数(C・P・I)は前年下半期に引きつゞいて微落傾向を持続して六月には二三年末の水準にもどり、従つて実質賃金は上昇したのであるが、これに対して下年期においては、朝鮮動乱の影響を受けてC・P・Iの下降はとまり停滞微騰傾向に転じたが、その上昇を上廻つて名目賃金が増加し、実質賃金を上げた。本年における実質賃金の上昇が、朝鮮動乱を境として前後それぞれ異なる形において達成されたことは極めて特徴的である。(第三八表参照)

第三八表 実質賃金の推移

第三八表 実質賃金の推移（産業総数）

（昭和22年=100）

年 月	名目賃金 円	同指数	消費者物価指数	実質賃金 指数
昭和22年平均	1,740	100.0	100.0	100.0
23年平均	4,770	274.1	183.0	149.8
24年平均	8,019	460.9	241.4	190.9
25年平均	9,687	556.7	225.1	247.3
25年1月	9,923	570.3	237.3	240.3
2月	8,762	503.6	227.3	221.6
3月	8,586	493.4	223.6	220.6
4月	9,130	524.7	217.7	241.0
5月	8,804	506.0	221.2	228.8
6月	9,268	532.6	216.8	245.7
7月	9,514	546.8	222.6	245.6
8月	9,487	545.2	227.5	239.6
9月	9,543	548.4	228.4	240.1
10月	9,764	561.1	221.9	252.9
11月	10,051	577.6	223.6	258.3
12月	13,413	770.9	232.9	331.0

- （註） 1. 名目賃金は毎月勤労統計六大産業労働者一人一ヵ月当り平均現金給与総額である。但し、昭和22年～24年は23年10月の事業所賃金調査と24年11月の新旧調査の結果から旧調査を修正した数字である。
2. 消費者物価指数は総理府統計局消費者物価指数（全都市）を昭和22年平均基準に換算したものである。
3. 実質賃金指数は名目賃金指数を消費者物価指数で除したものである。

第三九表 戦前基準実質賃金指数

第三九表 戦前基準実質賃金指数（工業）

（昭和9～11年平均＝100）

年 月	名目賃金 指 数	実質賃金指数	
		（税込）	（税引）
昭和9～11年平均	100	100.0	100.0
昭和22年 平均	3,123	32.5	29.7
23年 平均	8,654	52.0	46.8
24年 平均	14,854	71.2	63.3
25年 平均	18,049	93.1	84.5
25年 1月	17,743	85.2	77.6
2月	16,374	81.7	75.0
3月	15,980	82.1	75.6
4月	16,526	87.1	79.9
5月	16,378	85.3	78.3
6月	17,247	93.7	85.5
7月	17,761	93.4	85.0
8月	17,597	91.5	83.3
9月	17,846	91.9	83.5
10月	18,717	99.1	89.7
11月	19,194	99.8	90.0
12月	25,225	127.2	111.3

（註） 1. 名目賃金指数算定に用いた戦前基準賃金は内閣統計局毎月賃金調査による工業労務者一人一日当り賃金に工場操業日数を乗じたもの（50.6円）であつて手当、歩増、賞与を含むが三ヶ月を超える期間毎に支払われるもの及び実物給与は含まない。戦後の賃金は毎月勤労統計製造工業労働者一人一ヵ月当り平均現金給与総額であるが、昭和22年～24年（24年10月まで）は改正調査に接続しうる如く修正したものである。

2. 実質賃金指数（税込）は名目賃金を総司令部消費者物価指数で除して指数化したものであり実質賃金指数（税引）は名目賃金より勤労所得税（扶養家族数 1.5人）を控除したものを総司令部消費者物価指数で除して指数化したものである。

六 とのように、戦後年々改善の傾向を示していた実質賃金は二五年においても年間を通じて改善され、製造工業について戦前（昭和九-一一年平均）に比較すると、二四年平均が七一%（税引では六三%）であるのに対して、二五年平均では九三%（同じく八五%）に回復している。（第三九表参照）

四 賃 金

(二) 産業別の傾向

七 六大産業の総合についてみられる上半期の停滞傾向と下半期の上昇傾向は、製造工業においてより顕著にみられる。すなわち現金給与総額では、下半期の上半期に対する上昇率は前年の八・五%に対し二五年は一六・一%とたり、一二月を除いてみても、なお前年の四・五%に対し九・一%の上昇を示している。また「きまつて支給する給与」についてもほぼ同様の傾向がみられ、上半期の八、〇一九円に対し下年期は八、八〇八円で九・八%の上昇を示している。しかしながら、このよう九二五年における「きまつて支給する給与」の上昇は、労働時間の増加傾向に基くものが大であると判断される。すなわち「含まつて支給する給与」を一人一ヵ月総実働時間数で除して一-三月基準に指数化すると、九月までは停滞しており、一〇月以降漸く上昇に転じている。(第四〇表参照)

八 さらに産業別に第一、四半期と第四、四学期を比較してみると、特に上昇率の高いものは紡織工業(四六%) 金属工業(二八%)、機械器具工業(二・五%)、上昇率の低いものは金融業(二%)であり、他の産業についてはいちじるしい差異は認めがたい。(第三四、三五表参照)

九 つぎに「きまつて支給する給与」によつて同じく第一、四半期と第四・四半期を比較してみると、上昇率の高いものは、やはり紡織工業(二七(%))機械器具工業(二二%)、金属工業(一九%)、鋁業(一九%)、窯業及び土石工業(一七%)及び製材木製品工業(一五%)であり、上昇率の低いものは金融業(二%)、運輸通信及びその他の公益事業(三%)、商業(六%)、化学工業(六%)及び食料品工業(九%)である。(第三六、三七表参照)

第四〇表 製造工業「きまつて支給する給与」の一ヵ月及び一時間当り賃金指数

第四〇表 製造工業「きまつて支給する給与」の一ヵ月及び一時間当り賃金指数

年 月	一ヵ月当り 平均賃金指数	一時間当り 平均賃金指数
昭和25年 1 月	98.5	103.1
2 月	102.2	97.3
3 月	99.3	99.6
4 月	104.0	98.3
5 月	103.1	102.5
6 月	104.8	97.9
7 月	105.5	99.4
8 月	107.2	100.8
9 月	109.0	100.6
10 月	113.0	105.5
11 月	116.6	107.0
12 月	120.8	109.5

(昭和25年 1～3 月平均=100)

- (註) 1. 一ヵ月当り平均「賃金」指数は毎月勤労統計製造工業労働者一人一ヵ月当り平均「きまつて支給する給与」による。
2. 一時間当り平均賃金指数は上記「きまつて支給する給与」を一人一ヵ月当り平均総実労働時間で除した時間当り賃金を指数化したものである。

一〇 上昇率の高い紡織工業は年間を通じて原料輸入に恵まれ、かつ海外需要が増加したことにより、また鋳業は他の産業の生産増強に伴う需要の増加によつていずれも企業内容は好調で、賃金増額の大なる部分を協定締結に負うものであり、金属工業及び機械器具工業は動乱以後最も特需の影響を受けた部門として時間外手当及び生産増加に伴う諸手当の増加によるものであつて、特に金属工業は二三年以降最高にあつた金融業の水準に迫っている。

一一 給与の絶対額の相対的に高く、かつ前年において他産業との格差を広めた金融業及び商業は二五年中極めて安定した動きを示している。これに反し運輸通信及びその他の公益事業の低位性は運輸、通信、水道業等の公共企業における賃金水準の停滞によるものである。

一二 とくに二五年中に特徴ある動向を示した産業として、鉄道車輛製造業について一人一ヵ月あたり平均現金給与総額の推移をみれば、五月八、九七四円、八月一〇、一四二円(五月を一〇〇とすると一一三、以下同じ)一〇月一〇、四二一円(一一六)、一一月一一、六三〇円(一三〇)、一二月一三、二〇二円(一四七)と逐月増加している。これは前年以來有効需要の減退によつて大量の人員整理、賃金切下げ等を行いつつ経営合理化を行つていたが、朝鮮動乱による特需によりにわかに生産が伸長したことによるものである。(第四一表参照)

一三 つぎに輸出好調の製糸業においては、前年工場の設備の増加によつて戦後最高の生産水準を記録したが、その後内外需要の減退による滞貨の増大により操業短縮を余儀なくされた。しかし本年下半期において輸出は海外市場の好転により激増し、国内需要も旺盛となつた上、一方蚕繭増牧により生糸生産は八月に戦後最高に達し、以降各月好記録を示した。乙のため、紡織工業の大部分における賃金ベース引上げの例に洩れず下半期に基準賃金の引上げが行われた。すなわち一人一ヵ月平均現金給与総額の五月が三、三五二円であるのに対し、八月四、三六六円(五月を一〇〇として一三〇、以下同じ)、一〇月四、四〇九円(一三二)、一

一月四,三二六円(一二九),一二月七,二九八円(二一八)という上昇がみられる。(第四一表参照)

第四一表 主要産業における賃金の推移

第四一表 主要産業における賃金の推移(現金給与総額)

産 業	昭和25年 5 月	8 月	10 月	11 月	12 月
	円	円	円	円	円
金 属 鉱 業	8,515 (100.0)	8,512 (100.0)	9,432 (110.8)	10,134 (119.0)	14,464 (169.9)
石 炭 鉱 業	9,299 (100.0)	10,734 (115.4)	10,047 (108.0)	10,359 (114.4)	11,613 (124.9)
煙 草 製 造 業	6,684 (100.0)	7,493 (112.1)	8,220 (122.9)	6,788 (101.6)	13,100 (196.0)
製 糸 業	3,352 (100.0)	4,366 (130.3)	4,409 (131.5)	4,326 (129.1)	7,298 (217.7)
工業薬品製造業	10,316 (100.0)	11,016 (106.8)	11,544 (111.9)	11,568 (112.1)	15,684 (152.0)
医薬品製造業	8,893 (100.0)	9,765 (109.8)	9,638 (108.4)	9,244 (103.9)	12,241 (137.6)
ゴム製品製造業	8,466 (100.0)	9,238 (109.1)	9,438 (111.5)	9,000 (106.3)	12,666 (149.6)
鉄道車輛製造業	8,974 (100.0)	10,142 (113.0)	10,421 (116.1)	11,630 (129.6)	13,202 (147.1)
精密機械製造業	11,647 (100.0)	8,758 (75.2)	9,479 (81.4)	9,792 (84.1)	12,945 (111.1)
鉄 道 業	7,771 (100.0)	8,630 (111.1)	8,440 (108.6)	7,829 (100.7)	14,585 (187.7)

- (註) 1. 毎月勤労統計による労働者一人一ヵ月当り平均現金給与総額である。
2. 25年10月の産業分類変更により年間を通じ接続しうる産業のみをかきげた。

一四 また石炭鉱業、金属鉱業は間接的に特需の影響を受けた産業として賃金の動きが注目される。すなわち石炭鉱業においては、昨二四年なかばの国家援助打切りを契機として企業合理化が甚しく進展し、出炭高は年々上昇を続け、一人当り生産量も増加の一途をたどつた。しかしながら年央までは有効需要の減退に伴つて膨大な滞貨を生ずるに到つた。七月以降、局面は一変し、荷渡実績は激増し、生産能率はさらに上昇した。この状況は能率給付的な賃金面に端的に反映し、一人一ヵ月平均現金給与総額は五月九,二九九円に対し一時金の支払われた八月は一〇,七三四円(五月を一〇〇として一一五,以下同じ),一〇月一〇,〇四七円(一〇八),一二月一〇,一二五九円(一一一),一二月一一,六一三円(一二五)と著実な上昇をたどつている。(第四一表参照)

一五 金属鉱業においても、また昨年に引続いて上半期においては生産活動は萎縮していたが、下半期に入ると朝鮮動乱を契機とする国際的軍拡の影響をうけつつ金属材料の物価は急騰し、生産も上昇に転じた。賃金面に現われた影響はつぎの如くである。すなわち五月八,五一五円、八月八,五一二円であるのに対し、一〇月は九,四三二円(五月を一〇〇として一一一),一二月一〇,一三四円(一一九),一二月一西,四六四円(一七〇)と顕著な上昇を示している。(第四一表参照)

一六 これに引換え、鉄道業においては一人一ヶ月平均現金給与総額でみると、五月は七,七七一元、八月は八,六三〇円(五月を一〇〇として一一一),一〇月八,四四〇円(一〇九),一二月七,八二九円(一〇一)と極めて低調な動きを示していたが、一二月には国鉄裁定履行金の支給があつたため一挙に一四,五八五円(一八八)に増加した。(第四一表参照)

一七 なお、他の産業についても、前述の産業以上に二五年内に特徴ある変動を示したと考えられるが、残念ながら二五年一〇月分より産業分類が変更され、一貫した数字をえることが出来ない。

一八 また、二五年々間における日雇労務者の賃金は港湾運送業においてやや一般常用労働者に近い上昇がみられたほかは、上昇は微弱であつて、下半期においては特別の変化はみられたかつた。(第四二表参照)

一九 つぎに産業間の賃金格差を製造工業を基準としてみれば、二五年において格差の高いものは金融業(一五・五)、金属工業(一三・〇)、商業(一二・四)及び化学工業(一一・八)で、格差の低いものは紡織工業(六・四)、製材及び木製品工業(六・七)及び其の他の工業(七・五)であり、他の産業は産業分類の変更により年間を通じてみることの出来ないガス・電気・水道業及び運輸通信業を除けばおおむね上下一〇%以内の格差を示しているに過ぎない。また前年に比して格差の上昇した産業は金融業(四%)、紡織工業(三・六%)及び金属工業(一・五%)で、逆に格差の低落した産業としては印刷製本業(七%)、食料品工業(五・六%)、其の他の工業(三・五%)及び鉱業(四・八%)が目立ち、製材及び木製品工業、窯業及び土石工業、機械器具工業は二%前後の低落を示した。商業及び化学工業はほとんど保合状況にある。前年に対し格差の上昇或いは保合の産業は紡織工業を唯一の例外として、何れも平均賃金の高い産業であることは注目されなければならない。次に本年中の推移を見れば、紡織工業及び金属工業はほゞ上昇傾向を示しており、金融業、商業、化学工業、其の他の工業等には下向傾向がみられる。(第四三表参照)

二〇 また全事業所の平均賃金を基準とする事業所規模別賃金格差を朝鮮動乱の影響をもつとも多く受けた製造工業でみると、一、〇〇〇人以上及び五〇〇人以上九九九人の規模における現金給与総額の第一・四半期の平均一〇、〇三〇円、四、四七一円が第二・四半期平均ではそれぞれ九、七〇〇円、九、〇六二円と減少しているのに対し、五〇〇人未満の各規模においては、二〇〇-三〇〇円以上の増加を示しており、従つて規模別賃金格差(平均=一〇〇)は一、〇〇〇人以上は第一・四半期の一一・八・七よむ第二・四半期の一一・四・七へ、五〇〇人以上九九九人の規模では同じく一一・二・一から一〇七・一へと低下を示しているのに対して三〇人以上四九人の規模は七二・六から七六・六へ、五〇人以上九九九人の規模は八三・八から八五・〇へと格差縮少の傾向を示していた。ところが朝鮮動乱を境として第三・四半期から第四・四半期に五〇〇人以上の規模における賃金の上昇は二、〇〇〇円を越え、五〇〇人未満、とくに一〇〇人未満の規模における一、〇〇〇円未満の賃金上昇をはるかに上廻り、事業所規模別賃金格差は一、〇〇〇人以上及び五〇〇人以上九九九人の規模において、それぞれ第三・四半期の一一・六・四及び一〇九・三から第四・四半期の一二・一・五及び一一・五へと上昇しているのに対し、三〇人以上四九人及び五〇人以上九九九人の規模では第一・四半期の七三・〇、八三・二から第四・四半期の六九・三及び七七・五と低下し、格差拡大傾向を示している。(第四四表(A)参照)

第四二表 日雇労務者一日当り平均賃金

第四二表 日雇労働者一日当り平均賃金

年 月	建設工業	港湾運送業	陸上運送業
昭和24年平均	247円	338円	364円
昭和25年平均	259	380	430
昭和25年 2月	258	366	449
5月	258	366	423
8月	256	378	414
11月	263	405	435

- (註) 1. 労働省、日雇労働者賃金調査による。
 2. 本調査は全国にわたり年4回(2月、5月、8月、11月)行われ年平均とは4ヶ月の加重算術平均である。
 3. 建設工業、港湾運送業は常時10人以上の労働者を使用する事業現場、陸上運送業は常時10人以上の労働者を使用する事業所の全労働者(職員を除く)の1人1日あたり賃金手取額(但し陸上運送業のみは税込)である。
 4. 調査対象は建設工業においては大工、鳶、土工等16職種の労働者約6万前後、港湾運送業においては沖仲仕、ターリーマン等10職種の労働者約1万前後、陸上運送業においては貨物自動車運転手、同助手等7職種の労働者約8万5千前後である。

第四三表 産業中分類別賃金格差の推移

第四三表 産業中分類別

年 月	製造工業	製 造					
		金 属 工業	機械器具工業	化 学 工業	窯業及び土石工業	紡 織 工業	製材及び木製品工業
昭和22年平均	100.0	122.4	113.6	114.2	105.0	61.0	88.1
昭和23年平均	100.0	127.8	111.5	118.8	102.6	62.4	75.0
昭和24年平均	100.0	130.1	110.0	117.5	103.9	61.9	70.0
昭和25年平均	100.0	132.0	108.2	118.1	102.0	64.1	68.6
昭和25年 1月～3月	100.0	130.7	106.9	122.5	102.0	61.5	67.7
4月～6月	100.0	132.1	109.6	120.1	102.6	59.0	71.7
7月～9月	100.0	132.0	110.3	116.6	103.1	62.9	69.5
10月～12月	100.0	133.0	106.2	114.2	100.5	71.2	66.1

- (註) 毎月勤労統計による労働者一人一ヵ月平均現金給与総額を製造工業を昭和23年10月の事業所賃金調査と24年11月の新旧調査の結果から旧調

賃金格差の推移

工 業			ガス・				運 輸
食料品 工 業	印 刷 製本業	其の他 の工業	電気・ 水道業	鉱 業	商 業	金融業	通 信 業
97.4	126.9	82.6	136.3	138.1	132.8	120.3	114.9
97.1	128.7	77.5	130.6	135.0	118.0	131.1	110.3
101.8	112.1	75.1	142.6	112.6	123.9	149.5	111.5
96.1	104.3	72.5	—	107.2	124.0	155.5	—
96.1	106.4	71.4	111.6	106.7	126.4	167.7	115.0
96.5	106.6	77.5	147.3	108.7	128.3	162.3	107.4
98.2	102.0	76.7	129.5	113.7	122.2	161.0	103.4
94.1	102.7	66.0	—	100.8	120.2	135.8	—

100とする指数に換算したものである。但し、昭和22年～昭和24年については
査を修正した数字を用いた。

第四四表 製造工業事業所規模別平均賃金

第四四表 製造工業事業所規模

(A) 現金給与総額

年 月	平 均	1,000人以上	500人～999人
昭和25年1月～3月平均	8,450円 (100.0)	10,030円 (118.7)	9,471円 (112.1)
4月～6月平均	8,459 (100.0)	9,700 (114.7)	9,062 (107.1)
7月～9月平均	8,974 (100.0)	10,447 (116.4)	9,813 (109.3)
10月～12月平均	10,649 (100.0)	12,937 (121.5)	11,869 (111.5)

(B) きまつて支給する給与額

年 月	平 均	1,000人以上	500人～999人
昭和25年1月～3月平均	7,863円 (100.0)	9,113円 (115.9)	8,623円 (109.7)
4月～6月平均	8,175 (100.0)	9,400 (115.0)	8,703 (106.5)
7月～9月平均	8,433 (100.0)	9,731 (115.4)	9,055 (107.4)
10月～12月平均	9,183 (100.0)	10,845 (118.1)	10,041 (109.3)

(註) 毎月勤労統計による製造工業事業所規模別の労働者一人一ヵ月平均現

別平均賃金

200人～499人	100人～199人	50人～99人	30人～49人
8,305円 (98.3)	7,821円 (92.6)	7,082円 (83.8)	6,131円 (72.6)
8,574 (101.4)	8,013 (94.7)	7,194 (85.0)	6,482 (76.6)
8,992 (100.2)	8,309 (92.6)	7,463 (83.2)	6,554 (73.0)
10,599 (99.5)	9,553 (89.7)	8,251 (77.5)	7,380 (69.3)

200人～499人	100人～199人	50人～99人	30人～49人
7,724円 (98.2)	7,461円 (82.2)	6,814円 (86.7)	5,952円 (75.7)
8,079 (98.8)	7,792 (95.3)	7,036 (86.1)	6,218 (76.1)
8,487 (100.6)	7,830 (92.8)	7,130 (84.5)	6,330 (75.1)
9,245 (100.7)	8,357 (91.0)	7,439 (81.0)	6,733 (73.3)

金給与総額及び「きまつて支給する給与」を3ヶ月平均したものである。

二一 これを年末手当等を除外した「きまつて支給する給与」についてみてもほゞ同様の傾向がみられるが、たゞ二〇〇人以上四九九人の規模において格差が第一・四半期の九八・二から第二・四半期の九八・八へと上昇したのに引続き第三・四半期、第四・四半期が一〇〇・六及び一〇〇・七と上昇したことは注目され、下半期における事業の活況が大規模事業所ほど強く、従つて中小規模においては大規模ほどの臨時給与増加の行えなかつたことを示すものである。(第四四表(B)参照)

四 賃金

(三) 賃金構成の動向

二二 まず毎月勤労統計により、六大産業労働者について「きまつて支給する給与」に対する「特別に支払われた給与」の比率をみると、本年上半期は昨年と同じく縮減の傾向をたどつていたが、六月以降増加傾向に転じた。すなわち昨年末の賞与等の繰越のあつた一月及び電気業における給与改訂に伴う一時金と遡反払の支払われた四月を別として二、三、五月には三・五%にとどまつていた「特別に支払われた給与」は、六月以降賞与期たる七月以後においても六・七%を維持し、一二月には二四年一二月の二〇・八%に対し三八・八%とほとんど一・九倍の比率に達した。このような「特別に支払われた給与」の増加は、基準賃金改訂の際にみられる一時金または遡及払とともに企業利潤の増大による臨時賞与等に帰せられる(第四五表参照)。特に金融業及び商業においては定期的に臨時給与が支給されるに至つた。

二三 つぎに、従来の給与体系並びにその内容は生活保証給的な給与の割合が多く、年令の高低、勤続年数の長短及び扶養家族の多少等によつて、その主要部分が決定されていた。しかし、既に終戦後五年を経過し実質賃金が相当回復を見たので、労働の質と量に応じない給与配分は再検討が行われ、漸次真に労働の質と量とに応ずるよう職務給、能率給等について広範な研究が行われ、一部における実施がみられた。かつ給与体系全体としても生活保障給的な諸手当が整理され、簡素化される方向に向いつゝある。

二四 これらの給与体系修正の動向を示すものとしては、部分的にではあるが次のような現象が見られる。

- (1) 家族給については、全体的な賃金が引上げられてもその額は殆ど据置き、地域給については地域差の巾が漸次圧縮されてきた。
- (2) 従来、物価手当、特別加給金、地域手当等の名目で加給していたのを廃止し、基本給に吸収する等給与体系の簡素化を図る。
- (3) 朝鮮動乱以後一部特需産業の間においては、組合側提出の賃金引上要求に対し、会社側が所定労働時間の延長を条件として「ベース」改訂を行おうとする傾向がみられる。
- (4) 基準「ベース」である標準作業量の引上げ、或いは生産褒賞金額の最高制限等が一部に見られる。

第四五表 「きまつて支給する給与額」に対する「特別に支払われた給与額」の割合

第四五表 「きまつて支給する給与額」に
対する「特別に支払われた給与額」の割合

年 月	ききまつて 支給する給 与額 (A)	特別に支払 われた給与 額 (B)	(A)に対す る(B)の割 合
昭和22年平均	1,529円	211円	13.8%
昭和23年平均	4,126	644	15.6
昭和24年平均	7,424	595	8.0
昭和25年平均	8,788	899	10.2
昭和25年1月	8,329	1,594	19.1
2月	8,373	389	4.6
3月	8,186	400	4.9
4月	8,573	557	6.5
5月	8,571	233	2.7
6月	8,669	599	6.9
7月	8,750	764	8.7
8月	8,845	642	7.3
9月	8,939	604	6.8
10月	9,097	667	7.3
11月	9,456	595	6.3
12月	9,667	3,746	38.8

- (註) 1. 毎月勤労統計六大産業労働者1人一ヵ月当り平均給与額による。
2. 昭和24年(24年10月まで)までの「きまつて支給する給与額」「特別に支払われた給与額」はそれぞれ改正毎月勤労統計に接続しうる如く補正した現金給与総額を、旧毎月勤労統計の「きまつて支給する給与額」「臨時に支払われた給与額」比率によつて修正したものである。

四 賃金

(四) 賃金不払の状況

二五 労働基準局調の賃金不払事件措置状況報告によると、その各月発生件数は本年上年期においては各月増加し、七月においては二、九三五件に達したが、七月を頂点として漸次減少傾向をたどつていた。しかしながら、一二月においても、いまだ二、一四五件に及んでいること及び不払金額の減少が微弱であることは、特需景気が決して全般的なものではなく、いまだに事業不振に苦しんでいる面のあることを物語っている。(第四六表参照)

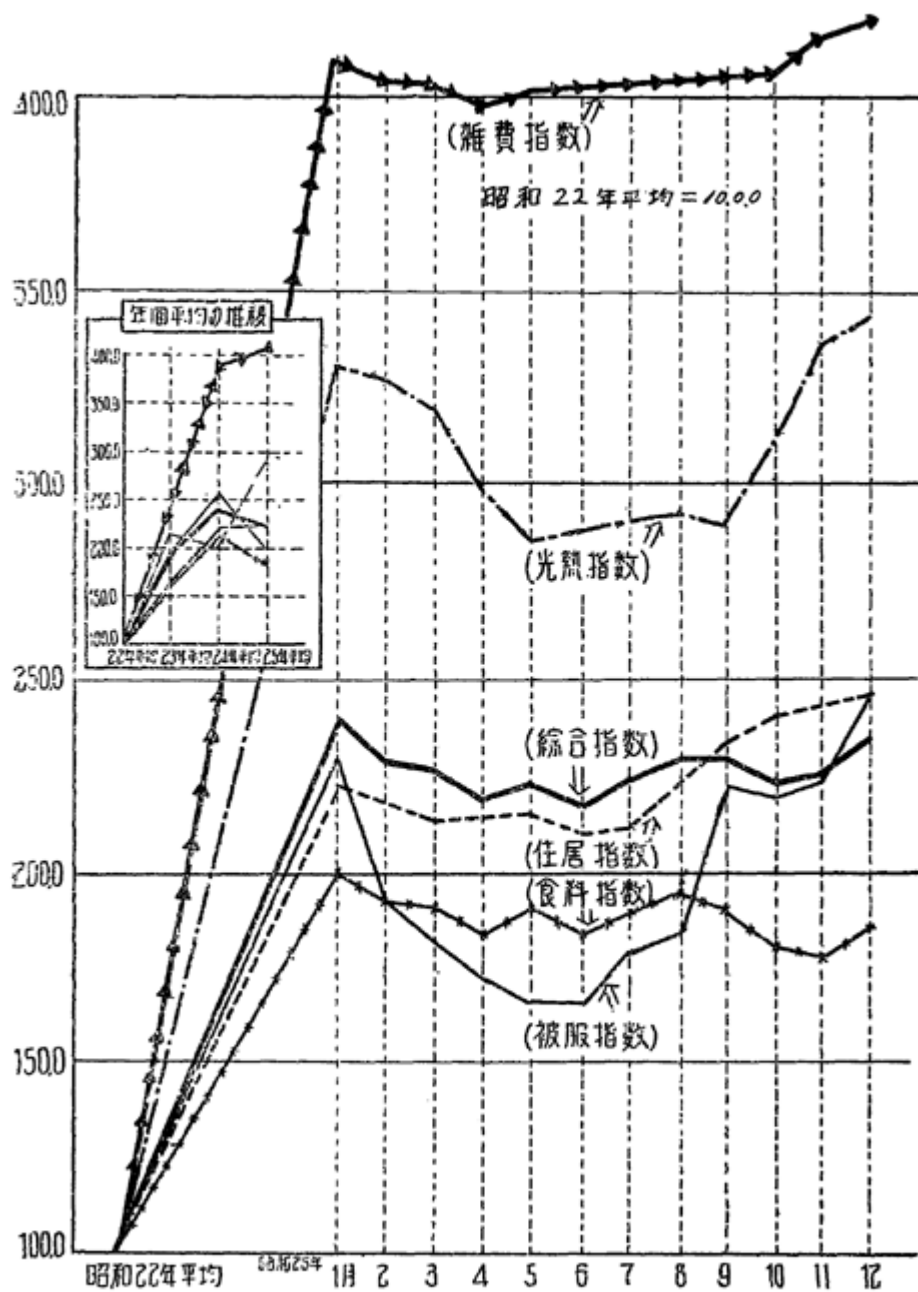
第四六表 賃金不払各月発生規模別事業場数

第四六表 賃金不払各月発生 規模別事業場数					
年 月	計	100人 以 上	99人～ 10人	9 人 以 下	金 額
25年1月	1,786	101	902	783	億圓 365
2月	2,362	123	1,025	1,214	394
3月	2,799	189	1,339	1,271	607
4月	2,707	129	1,284	1,294	435
5月	2,887	154	1,272	1,461	642
6月	2,709	138	1,188	1,383	518
7月	2,935	145	1,362	1,428	571
8月	2,741	133	1,130	1,478	481
9月	2,384	111	1,009	1,264	409
10月	2,078	108	928	1,042	303
11月	2,107	131	950	1,026	407
12月	2,145	93	981	1,071	255

(註) 労働基準局調「賃金不払事件措置状況報告」による。

第九図 全都市消費者物価指数の推移

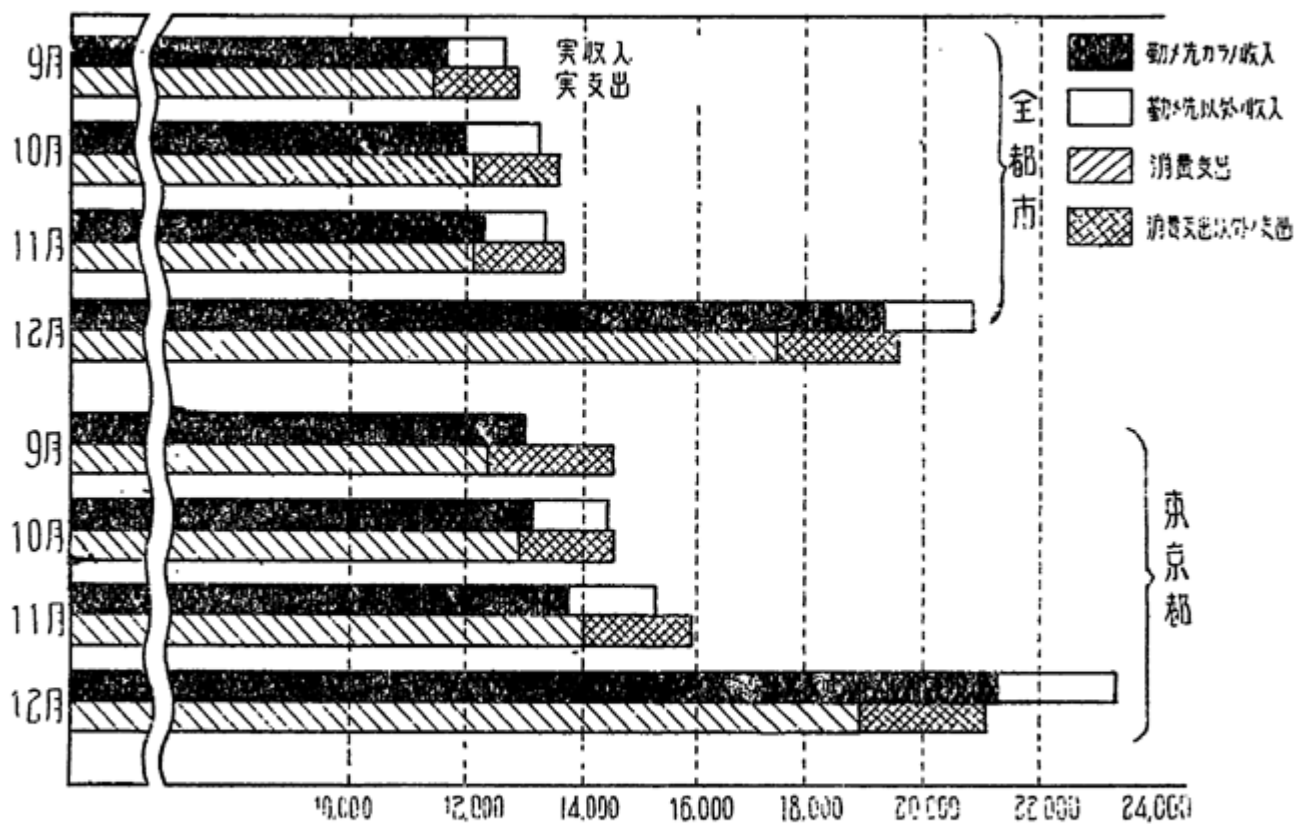
第九図 全都市消費者物価指数の推移



(註) 総理府統計局：消費者価格指数による

第一〇圖 勤労者家計実収支の推移

第一〇圖 勤労者家計実收支の推移

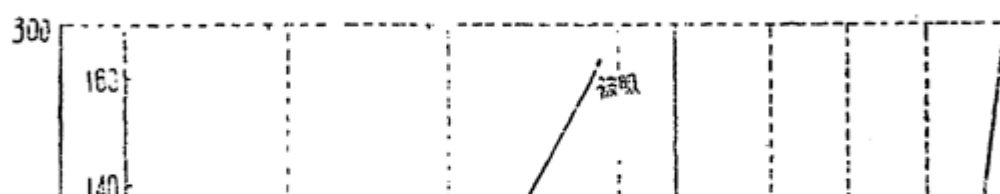


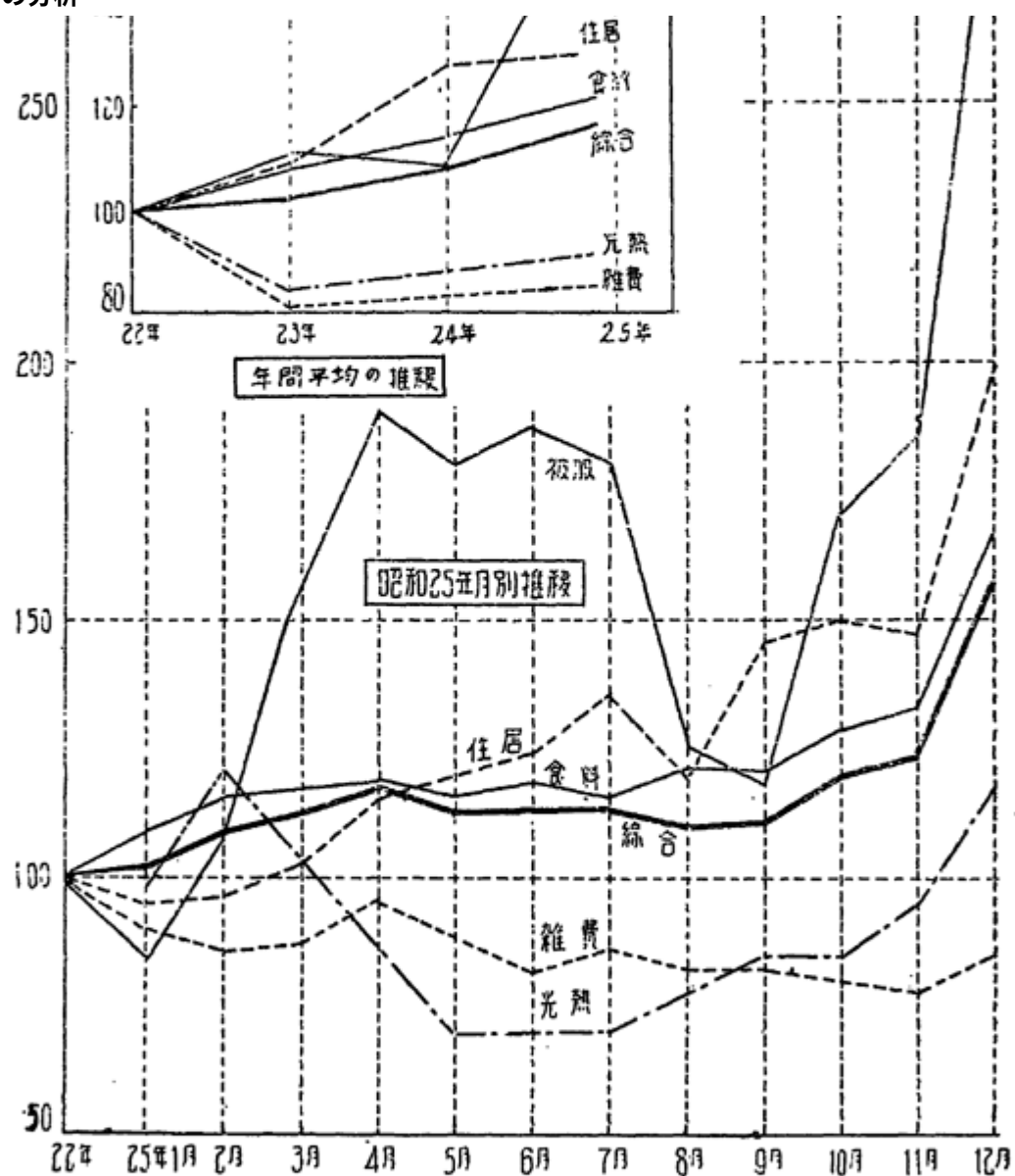
(註) 総理府統計局：消費者価格調査による

第一圖 実質家計費指数の推移

第一一圖 実質家計費指数の推移

昭和22年平均 = 100





(註) 消費者価格調査による全都市名目家計費指数を22年基準に転換した全都市 C. P. I. で除したもの。